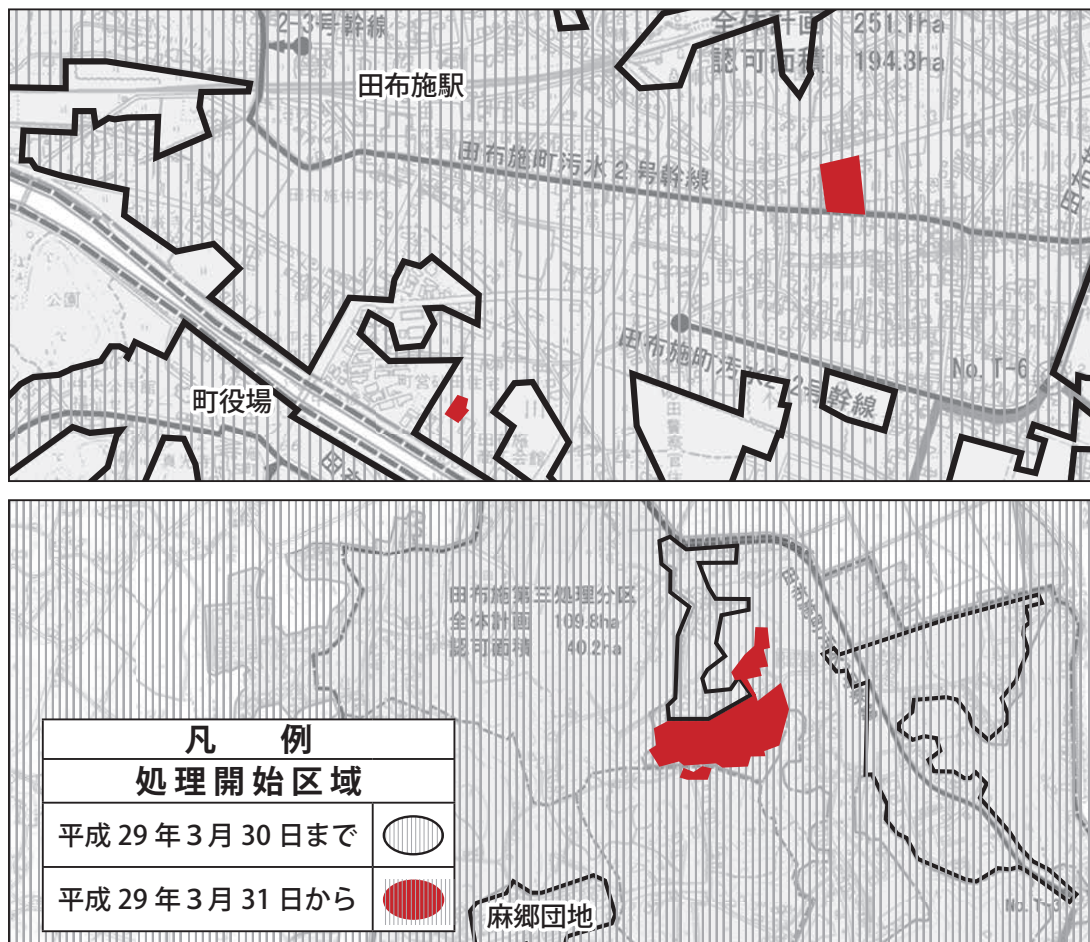


新たに公共下水道が使用できる区域

問建設課 下水道管理係 ☎ 52-5817



今年 3 月 31 日から、今までの下水処理区域 (○印) に新たに下水道を整備した区域 (●印) が加わりました。
赤色の区域内に住んでいる人や店舗などで営業している人は、公共下水道が使用できるようになりましたので、下水道排水設備の設置、接続をお願いします。

下水道事業受益者負担金の申告および納付

■平成 29 年度から

受益者となる人

○申告方法

新たに対象となった地域の土地所有者に、土地の所在・地目・面積などを記載した『下水道事業受益者申告書』を 5 月上旬に送付します。記載内容に間違いや漏れなどがあれば訂正し、申告者欄に押印の上、5 月 31 日 (水) までに提出してください。

※土地に賃貸借など権利関係がある場合は、所有者と権利者間で協議してください。

○納付方法

- ・各期納付：1 年を 4 期に分け、5 年間納付 (合計 20 回)
- ・全期前納：全額を一括納付

※全期前納または 1 年前納 (各期納付のうち、1 年分を一括納付) の場合、報奨金が交付されます。

7 月上旬に、平成 29 年度に賦課する受益者負担金を確定し、決定通知書と納付書を送付します。

■平成 25 ～ 28 年度に

受益者となった人

平成 25 ～ 28 年度に対象となった人には、今年度の納付書を送付します。各期納付・1 年前納・残りの年数分の全期前納のいずれかの方法で納付してください (前納の場合の納付額は、報奨金を差引いた額になります)。

7 月上旬に、平成 29 年度の納付書を送付します。

次のような場合は

お届けください

◎受益者が変わった場合

負担金を納付中で、土地の売買などにより所有者や権利者が変わった場合、新受益者および残額の納付方法を、建設課下水道管理係までお届けください。

◎徴収猶予が解除になる場合

平成 9 ～ 28 年度に農地や係争地などで徴収猶予の決定を受けている土地で、宅地造成をした場合や裁判が確定した場合は、猶予基準に該当しなくなります。これらの土地については、建設課下水道管理係までお届けください。